

豊中市指令環減第 46 号

# 許 可 証

住所又は所在地

高槻市紺屋町 3 番 1 - 3 2 6 号

名前又は名称及び代表者名

都市クリエイト 株式会社

代表取締役 前 田 晋 二

平成 2 7 年 (2015 年) 2 月 2 4 日に申請のあった一般廃棄物の収集運搬業については廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の規定により次のとおり許可する

許 可 の 内 容 吹田市内で収集した特定家庭用機器再商品化法 (平成 10 年法律第 97 号) 第 2 条第 5 項に規定する特定家庭用機器廃棄物のうち一般廃棄物の運搬 (積卸し)

営 業 許 可 期 間 平成 2 7 年 (2015 年) 4 月 1 日から  
平成 2 9 年 (2017 年) 3 月 3 1 日まで

営 業 の 区 域 豊中市服部西町 5 - 1 8 - 1  
日本通運株式会社 大阪支店 豊中倉庫  
(特定家庭用機器廃棄物指定引取場所)

許 可 の 条 件 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 2 条の 2 に規定する許可基準に適合すること

許可の更新・変更の状況 平成 1 3 年 (2001 年) 4 月 1 日 当初許可  
平成 2 7 年 (2015 年) 4 月 1 日 更新許可

平成 2 7 年 (2015 年) 4 月 1 日

豊 中 市 長 浅 利 敬 一 郎

